ブライダルコーディネート	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会
接客販売	一般社団法人日本百貨店協会
着付け	一般社団法人全日本着付け技能センター
ホテル・マネジメント	一般社団法人日本宿泊産業マネジメント技能協会
レストランサービス	一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会
フィットネスクラブ・マネジメント	一般社団法人日本フィットネス産業協会
ビル設備管理	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
林業	一般社団法人林業技能向上センター
機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
シャッター施工	一般社団法人日本シャッター・ドア協会
情報配線施工	特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会
調理	公益社団法人調理技術技能センター
ビルクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
ハウスクリーニング	公益社団法人全国ハウスクリーニング協会

第三　その他

天災その他やむを得ない事由により都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせる場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が第一に掲げる技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該都道府県知事は厚生労働大臣に協議して、当該技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、当該技能検定受検申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することができる。

○厚生労働省告示第六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第六十一号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項において準用する同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可したので、同法附則第九条第二項において準用する同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○国土交通省告示第三百二十四号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第五条の規定により、次に掲げる資格を、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格として登録をしたので、同告示第十四条第一項第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
　　(二)　登録番号　品確技資第四百三号
　　(三)　資格の名称　松保護士
　　(四)　資格が対象とする区分
　　・施設分野　公園施設（樹木）
　　・業務　点検
　　(五)　・知識・技術を求める者　担当技術者
　　・名称　一般財団法人日本緑化センター
　　・代表者の氏名　加來　正年
　　・住所　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階
　　(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
　　・名称　松保護士事務局
　　・所在地　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階

二　(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
　　(二)　登録番号　品確技資第四百四号
　　(三)　資格の名称　松保護士
　　(四)　資格が対象とする区分
　　・施設分野　公園施設（樹木）
　　・業務　診断
　　(五)　・知識・技術を求める者　担当技術者
　　・名称　一般財団法人日本緑化センター
　　・代表者の氏名　加來　正年
　　・住所　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階
　　(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所
　　・名称　松保護士事務局
　　・所在地　東京都新宿区市谷砂土原町一―二―二十九　K，I，Hビル二階

三　(一)　登録年月日　令和八年二月二十七日
　　(二)　登録番号　品確技資第四百五号
　　(三)　資格の名称　水道浄水施設管理技士三級
　　(四)　資格が対象とする区分
　　・施設分野　水道施設（水道管路施設を除く）
　　・業務　点検・診断
　　(五)　・知識・技術を求める者　担当技術者
　　・名称　公益社団法人日本水道協会
　　・代表者の氏名　青木　秀幸
　　・住所　東京都千代田区九段南四―八―九